

特定非営利活動法人School Voice Project

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人School Voice Projectの会の役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。

2 役員が職員としての労働対価を受け取る場合には役員報酬とはみなさない

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬額)

第3条 役員報酬については、定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 役員報酬額については、定款第18条第3項の定めるところにより、理事会の決議を経て、代表理事が決定する。

(費用弁償)

第4条 本法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、年額支給の場合は計算期間内の最終に開催される理事会の開催日、月額支給の場合は月末締め翌月10日払いとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は2026年6月15日から施行する。（2026年6月14日理事会議決）